

「津波防災地域づくりに関する法律」の概要

基本指針策定

法第3条

津波浸水想定の設定

法第8条

浸水区域、浸水深の公表

- ①津波防災地域づくりの推進に関する基本的な事項
- ②基礎調査について指針となるべき事項
- ③津波浸水想定の設定について指針となるべき事項
- ④推進計画の作成について指針となるべき事項
- ⑤警戒区域・特別警戒区域の指定について指針となるべき事項

凡例

- 国
- 道
- 市町村

太枠囲い:義務
細線囲い:出来る規定

法第10条

推進計画の作成

・様々な主体が実施するハード・ソフト施策を総合的に組み合わせ、津波防災地域づくりの姿を地域の实情に応じて描く(中長期的な取り組み)

<記載事項>

- ・推進計画の区域
- ・基本的な方針
- ・土地利用及び警戒避難体制
- ・津波防災地域づくりの推進のために行う事業又は事務

法第53条

津波災害警戒区域の指定(イエローゾーン)

市町村地域防災計画の拡充 法第54条

津波ハザードマップの作成・周知 法第55条

避難施設の指定

- ・指定避難施設
- ・管理協定による避難施設

←法第56、60条

避難確保計画

↑法第71条

整合

整合

法第72条

津波災害特別警戒区域の指定(オレンジゾーン)

・特定開発行為、特定建築行為の制限

法第73条
法第82条

推進計画に沿った津波防災地域づくりの取り組み(市町村、関係管理者(国、道等))

避難路・避難施設の整備

海岸保全施設の整備

津波防護施設の整備

避難施設の指定

など

条例によるレッドゾーンの指定